

財 産 目 録

令和 4年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	235,159
普通預金	埼玉りそな銀行 東川口支店他	—	運転資金として	—	—	94,900,097
	小計					95,135,256
事業未収金		—	保育給付費等	—	—	5,765,470
未収補助金		—	さいたま市補助金等	—	—	18,515,103
前払費用		—	家賃等	—	—	3,190,700
1年以内回収予定長期前払費用		—	ウェルキッズ使用料	—	—	372,005
仮払金		—		—	—	50,784
	流動資産合計					123,029,318
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田1428	平成23年度	第2種社会福祉事業であるきらり保育園に使用している	164,648,532	56,832,141	107,816,391
建物	埼玉県吉川市美南四丁目2番32	平成26年度	第2種社会福祉事業であるきらり美南保育園に使用している	125,197,297	46,503,716	78,693,581
建物	埼玉県さいたま市緑区美園3-29-4	平成30年度	第2種社会福祉事業であるきらりつばさ保育園に使用している	219,999,790	35,948,352	184,051,438
	小計					370,561,410
	基本財産合計					370,561,410
(2) その他の固定資産						
建物	埼玉県さいたま市緑区美園3-8-3	平成28年度	第2種社会福祉事業であるきらり遊愛保育園に使用している	45,510,667	13,666,633	31,844,034
建物	埼玉県さいたま市岩槻区美園東1-6-11	平成31年度	第2種社会福祉事業であるきらり白妙保育園に使用している	57,869,687	7,024,510	50,845,177
	小計					82,689,211
構築物		—	第2種社会福祉事業であるきらり保育園等に使用している	54,511,197	28,503,764	26,007,433
器具及び備品		—	第2種社会福祉事業であるきらり保育園等に使用している	34,533,143	24,360,307	10,172,836
人件費積立資産		—		—	—	1,000,000
保育所施設・設備整備積立資産		—		—	—	82,040,000
差入保証金		—	第2種社会福祉事業であるきらり保育園等に使用している	—	—	8,112,700
長期前払費用	あいおいニッセイ同和損保	—	第2種社会福祉事業であるきらり遊愛保育園等に使用している	—	—	192,534
新卒保育士就職準備金貸付金		—	第2種社会福祉事業であるきらり保育園等に使用している	—	—	2,600,000
	その他の固定資産合計					212,814,714
	固定資産合計					583,376,124
	資産合計					706,405,442

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	業者支払等	—		—	—	11,721,909
1年以内返済予定設備資金借入金	(独)福祉医療機構	—		—	—	4,200,000
1年以内支払予定長期未払金	ホームページ作成費用	—		—	—	379,200
職員預り金		—		—	—	4,643,888
仮受金		—		—	—	868,925
賞与引当金		—		—	—	17,449,650
流動負債合計						39,263,572
設備資金借入金	(独)福祉医療機構	—		—	—	42,408,000
長期未払金(経費)	ホームページ作成費用	—		—	—	1,106,000
新卒保育士就職準備金借入金	(福)埼玉県社会福祉協議会	—		—	—	1,950,000
固定負債合計						45,464,000
負債合計						84,727,572
差引純資産						621,677,870

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。

- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。